

平成26年2月25日開催

新庄市農業委員会第33回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成26年2月）議事録

1. 開催日時 平成26年2月25日（火）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市議会議場

3. 出席委員（20名）

1 番	星川	豊	2 番	高橋	眞
3 番	樋口	彦弥	4 番	小嶋	忠昭
5 番	清水	清秋	6 番	星川	勇吉
7 番	笹	行也	8 番	伊藤	忠男
9 番	高橋	和彦	10 番	斉藤	純一
11 番	吉野	昭男	13 番	佐藤	喜代志
14 番	井上	茂雄	15 番	安食	孝一
16 番	今田	栄二	17 番	柏倉	嘉門
18 番	齋藤	順一	19 番	渡邊	耕太郎
20 番	三原	常男	21 番	畠腹	銀蔵

4. 欠席した委員（1名）

12番 海藤 芳正

5. 議事日程

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 議事録署名委員及び会議書記指名 |
| 日程第 2 | 議案第130号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第131号 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議案第132号 農地法第4条第5項の規定による変更協議について |
| 日程第 5 | 議案第133号 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第 6 | 議案第134号 農地法第5条の規定による許可の取り消しについて |
| 日程第 7 | 議案第135号 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第 8 | 議案第136号 農用地利用集積計画について |
| 日程第 9 | 報告第86号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |

6. 出席した事務局職員

局 長	浅沼 玲子	農地主査	後藤 繁俊
主 査	鏡 彰広	主 事	鈴木 啓太

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成25年度新庄市農業委員会第33回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は20名でございます。選挙による委員の出席は15名、欠席通告者は、稲舟地区の海藤芳正委員の1名でございます。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第33回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に7番の笹行也委員と10番の斉藤純一委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の後藤繁俊君と鏡彰広君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第130号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。ここで、私が関係委員となっておりますので、農業委員会法第24条の規定により、退席をいたします。それでは、暫時の間、高橋眞代理に議長をお願いします。暫時休憩をします。

<「星川 豊委員」退場>

○議長代理

休憩を解いて再開します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第130号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、新庄地区1番から八向地区2番までの17件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長代理

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○19番

議案第130号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番について、2月19日に調査を行いました。結果ですけれども、同一世帯、親子間の使用貸借権の設定、再設定であり、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長代理

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区2番について調査報告をお願いいたします。

○19番

新庄地区2番について、2月19日に調査を行いました。同一世帯、親子間の使用貸借権の設定、再設定であり、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長代理

次に、新庄地区3番について調査報告をお願いいたします。

○19番

新庄地区3番について、2月19日に調査した結果を報告させていただきます。同一世帯、親子間の使用貸借権の設定、再設定であり、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長代理

次に、新庄地区4番について調査報告をお願いいたします。

○18番

新庄地区4番について、報告させていただきます。親から子への贈与ということで、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長代理

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区5番について調査報告をお願いいたします。

○18番

2月19日に調査した結果、△△△△さんの父親が亡くなり、親から息子に変更することでしたので、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長代理

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区6番について調査報告をお願いいたします。

○19番

新庄地区6番について、調査月日は2月19日です。調査した結果、同一世帯、親子間の使用貸借権の設定、再設定であり、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長代理

はい、ご苦労様です。次に、新庄地区7番について調査報告をお願いいたします。

○19番

新庄地区7番について、2月19日に調査いたしました。結果、同一世帯、親子間の使用貸借権の設定、再設定であり、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長代理

はい、ご苦労様です。次に、新庄地区8番について調査報告をお願いいたします。

○7番

新庄地区8番について、2月19日に調査いたしましたところ、同一世帯での賃借権の移転ということで、貸主の方の同意も済んでいるということなので、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

○議長代理

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区1番について調査報告をお願いいたします。

○3番

萩野地区1番について、2月20日に調査確認したところ、同一世帯で再設定ということで、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長代理

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の2番について調査報告をお願いいたします。

○15番

萩野地区2番について、ご報告いたします。2月20日に調査いたしました。同一家族での使用貸借権の設定で、問題ありませんのでよろしくお願いします。

○議長代理

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の3番について調査報告をお願いいたします。

○15番

萩野地区3番について、2月20日に調査いたしました。これも、おじいさんから孫への使用貸借権の設定で同一世帯であり、問題ありませんのでよろしくお願いします。

○議長代理

次に、萩野地区の4番について調査報告をお願いいたします。

○3番

萩野地区4番について、2月20日に調査確認したところ、同一世帯で再設定ということで、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長代理

はい、ご苦労様です。次に、萩野地区の5番について調査報告をお願いいたします。

○14番

萩野地区5番について、20日に調査いたしましたので報告をいたします。親子で同一世帯、再設定でありますので、問題ございませんのでよろしくお願いします。

○議長代理

次に、萩野地区の6番について調査報告をお願いいたします。

○14番

萩野地区6番について、調査報告をいたします。20日に調査いたしまして、親子であり同一世帯、再設定でございますので、問題ございませんのでよろしくお願いします。

○議長代理

はい、ご苦労様です。次に、萩野地区の7番について調査報告をお願いいたします。

○14番

萩野地区7番について、20日に調査いたしましたので報告をいたします。△△さんは親子関係であり同一世帯、再設定でございますので、問題ございませんのでよろしくお願いします。

○議長代理

はい、ご苦労様です。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いいたします。

○10番

八向地区1番につきまして、2月19日に現地調査をした結果をご報告申し上げます。△△さんの父親が急死したために、親戚である△△さんに農地を貸すということで、問題ないと思われますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長代理

はい、ご苦労様です。次に、八向地区の2番について調査報告をお願いいたします。

○10番

八向地区2番につきまして、2月19日に現地調査をした結果をご報告申し上げます。1番と同じく、△△さんの父親が急死したために△△さんに貸すものでありますけれども、ただ、この面積につきましては外1名3人による水利ポンプ共同でありまして、△△さんに貸すということであります。また、周辺農地等の影響もありませんのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長代理

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

＜なしというものあり＞

○議長代理

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第130号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長代理

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第130号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長代理

ここで、退場委員の入場を認めます。暫時休憩をします。

＜「星川豊委員」着席＞

○議長

休憩を解いて再開します。

次に、日程第3、議案第131号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第131号農地法第4条の規定による許可申請について、稲舟地区で1件ございましたので、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

（議案書を朗読し、申請内容を説明）

以上、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○11番

議案第131号農地法第4条の規定による許可申請について、稲舟地区1番について調

査報告をいたします。2月19日調査した結果、問題ありませんでしたのでよろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第131号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第131号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第132号農地法第4条第5項の規定による変更協議についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第132号農地法第4条第5項の規定による変更協議について、山形県最上総合支庁長から県立農業大学校の学生寮建設のため、転用手続きに替わる農地法第4条第5項の規定による法定変更協議がございましたので、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。
(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○2番

議案第132号農地法第4条第5項の規定による変更協議については、事務局が説明したとおりで、問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

＜なしというものあり＞

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第132号農地法第4条第5項の規定による変更協議については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第132号農地法第4条第5項の規定による変更協議については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第133号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第133号農地法第5条許可の規定による許可申請について、萩野地区で3件ございました。議案書に基づきまして朗読しご提案申し上げます。

（議案書を朗読し、申請内容を説明）

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○3番

萩野地区1番について、2月20日に調査確認したところ、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。同じく、萩野地区の2番について調査報告をお願いします。

○3番

萩野地区2番について、2月20日に調査確認したところ、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。同じく、萩野地区の3番について調査報告をお願いします。

○3番

萩野地区3番について、2月20日に調査確認したところ、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第133号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第133号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第6、議案第134号農地法第5条の規定による許可の取り消しについてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第134号農地法第5条許可の規定による許可の取り消しについて、八向地区で1件ございました。議案書に基づきまして朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○10番

八向地区1番につきまして、2月19日に現地調査した結果をご報告申し上げます。△△さんの土地を△△さんが借りて、車庫を新築したいというようなことでの5条申請でありましたけれども、事業がなされないまま今に至っております。さらに、△△さんの宅地脇に空地ができた関係で、ここに車庫を新築したことで充分間に合うということでの取り下げ申請でありますのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

＜なしというものあり＞

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第134号農地法第5条の規定による許可の取り消しについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第134号農地法第5条の規定による許可の取り消しについては、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第7、議案第135号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第135号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番から5番までの5件につきまして議案書に基づき朗読いたします。

（議案書を朗読し、申請内容を説明）

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○19番

議案第135号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番について報告させていただきます。2月19日に双方に調査をいたしました。△△△△さんがい

ままで作っていた農地を戻していただきまして、△△△△さんがこれから耕作するという
ことで、間違いありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、同じく新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○19番

新庄地区2番について報告させていただきます。調査月日は2月19日、双方に確認したところ、記載のとおり問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします。

○18番

2月19日に調査した結果、先ほど3条関係で出ていましたが、父親が亡くなって相続人の△△さんが新規で耕作するということで、問題ないようですのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。同じく次に、新庄地区の4番について調査報告をお願いします。

○7番

新庄地区4番について、2月19日調査いたしましたところ、△△さんに貸している土地がスーパーの用地となるということでしたので、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の5番について調査報告をお願いします。

○7番

新庄地区5番について、2月19日調査いたしましたところ、△△△さんの方が高齢ということで農家からリタイアするということであり、△△さんの方から新庄市農協さんの方に離農するということで貸し手について探していただいているということでありましたので、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第135号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第135号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第8、議案第136号農用地利用集積計画についてを議題に供します。

○議長

ここで、柏倉嘉門委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第24条の規定により、退席をお願いします。暫時休憩をします。

<「柏倉嘉門委員」退場>

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第136号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区2番までの20件について議案書に基づきましてご説明いたします。

(議案書を朗読し、個別の農用地利用集積計画の要請内容を説明)

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいま事務局より説明のあった、賃借権設定13件、所有権移転4件、使用貸借権設定3件について、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第136号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第136号農用地利用集積計画については原案のとおり可決決定されました。

○議長

ここで、退場委員の入場を認めます。暫時休憩をします。

<「柏倉嘉門委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開します。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第9、報告第86号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第86号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区2番までの7件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、7件、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。ただいまの報告第86号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第86号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。

これをもちまして、新庄市農業委員会第33回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成26年2月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 笹 行 也

議事録署名委員 斉 藤 純 一